

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第92号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(口頭等による納入の通知) 第29条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 遺失物法 <u>(平成18年法律第73号)</u> の規定により県に帰属した物件の 売払代金</p> <p>(6)～(12) 略</p>	<p>(口頭等による納入の通知) 第29条 収支命令者は、次に掲げる収入については、納入者に対し、口頭又は 掲示をもって納入の通知をすることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 遺失物法 <u>(明治32年法律第87号)</u> の規定により県に帰属した物件の 売払代金</p> <p>(6)～(12) 略</p>

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。